

(参考1) eMAFF地図事業の概要

- 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）は、農地関連業務の効率化・省力化を図るシステム。代表的な機能として、eMAFF農地ナビと現地確認アプリがある。
- 現地確認アプリは、紙地図で実施されてきた農地の現地確認をタブレット端末1台で可能とするもの。農業委員会サポートシステムと連携しているため、現地確認結果の取りまとめ作業等の効率化に資する。
- eMAFF農地ナビは、農地法52条の3により農業委員会に義務付けられている「農地台帳のインターネットを利用した公表」に対応。また、農地の検索機能も備えている。

eMAFF農地ナビの利用事例

- 農地法52条の3の公表義務に対応。
- eMAFF農地ナビで農地の図面の案内が可能となるため、窓口対応の削減。
- 農業者が、Z-GIS（JA全農の営農管理システム）やArcGIS（GISシステム）等にデータをインポートし、営農管理のデジタル化への対応。

農地ナビを利用した農地の
図面案内等のチラシ例

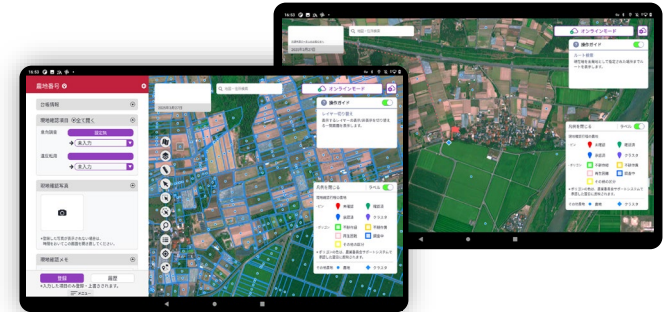


営農管理システム等を用いた、
地力・植生の可視化事例



現地確認アプリの利用事例

- 地図の印刷準備等に事務局職員4名で4か月程度（残業時間も多く発生）⇒作業時間が1/10程度に短縮。
- 現地確認結果を農業委員会サポートシステム上の農地台帳に自動反映⇒転記の手間が大幅削減。
- アプリ上で農地パトロールの作業進捗が確認でき、調査員への作業進捗の確認が不要。



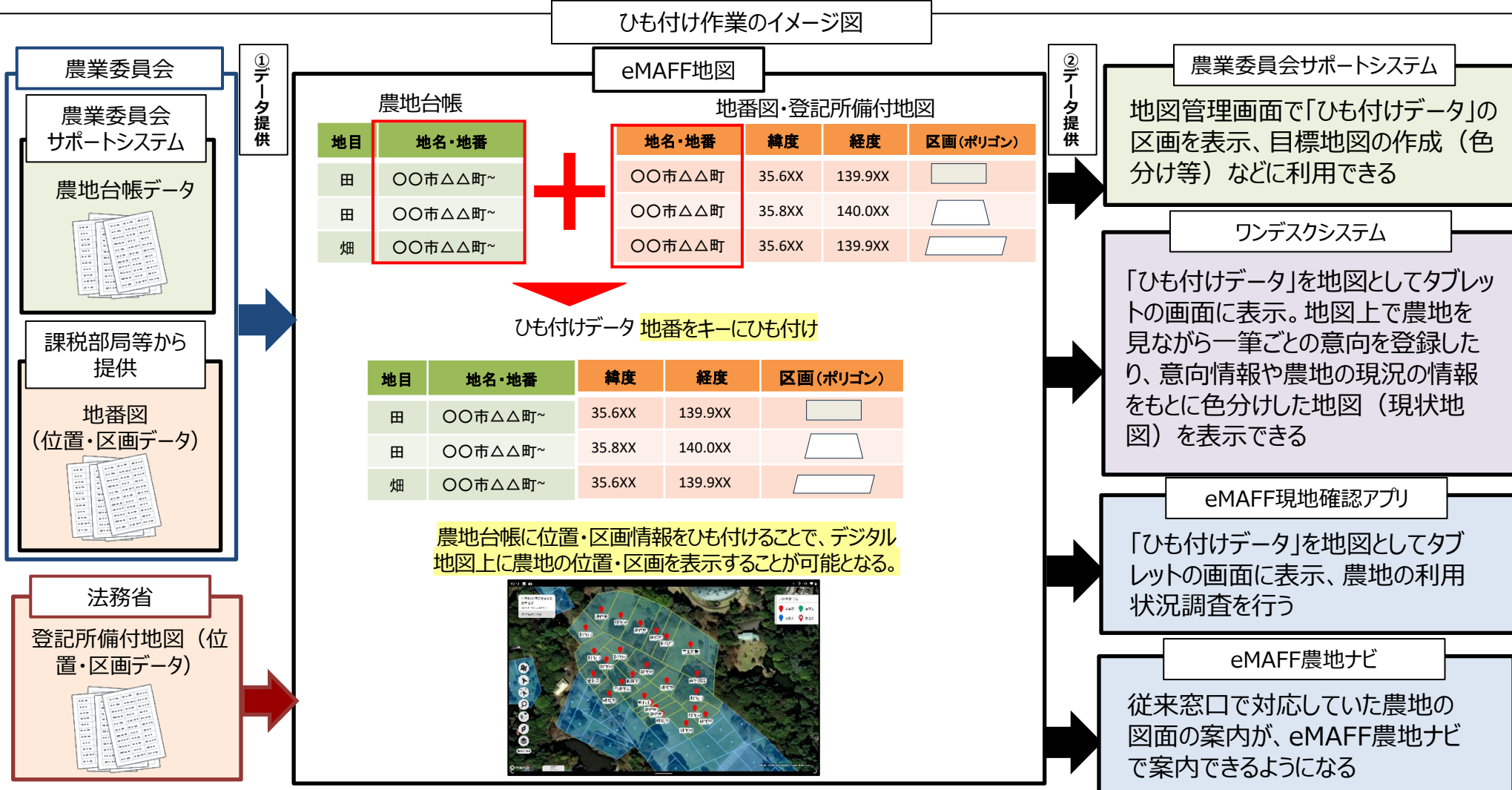
○農地法（抜粋）（農地台帳及び農地に関する地図の公表）

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進するため、・・・農地台帳に記録された事項・・・をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 農業委員会は、農地に関する情報の活用を促進に資するよう、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用・・・により公表するものとする。

(参考2-1) eMAFF地図の「ひも付け事業」の概要

- デジタル地図では、一般的に、緯度・経度（位置情報）により位置を特定。デジタル地図上で農地の位置・区画を表示eMAFF地図事業では、地名・地番をはじめとする**農地台帳と位置・区画情報（ポリゴン）をひも付けたデータ**（以下、「ひも付けデータ」という）の全国的なデータベースを作成。
- 提供しているひも付けデータは、主題図に設定することで、eMAFF農地ナビのほか、農業委員会サポートシステムやワンデスクシステム内で、地図管理画面での区画表示、目標地図の作成、タブレット画面への表示等に利用可能。



(参考2-2) 主題図の「ひも付け地図」設定の推奨

農業委員会サポートシステムや現地確認アプリ、eMAFF農地ナビで表示する地図データ（以降、主題図という）を「紐づけ地図」（毎年度、eMAFF地図の「ひも付け事業」により作成しているデータ）に切り替えることで、最新の農地台帳が利活用できます。

※本機能は「システム管理者」のみが行える操作です。

【主題図の切り替え手順】

①【補助機能】 - 【地図利用設定】タブの主題図の設定欄で、主題図にする地図にチェックを入れる。

②「更新」ボタンをクリック。
農業委員会サポートシステムは即時（再ログインが必要な場合有）、現地確認アプリ・eMAFF農地ナビは原則翌日8時頃に切り替えた主題図が反映される。

※主題図は、
農地区画 + 区分地図

※独自に更新していなければ、全国農地ナビ時代のデータ
または

紐づけ地図 + 区分地図

※eMAFF地図事業で毎年更新している最新のデータ
から選択できます。

(参考2-3) eMAFF農地ナビの最新データ公開設定の確認

eMAFF農地ナビに毎日自動的に公開承認されるよう設定します。

※本機能は「システム管理者」のみが行える操作です。

● eMAFF農地ナビ 公開/連携承認設定

選択	農業委員会等コード	農業委員会等名	公開承認ステータス	公開承認日付
1			公開を自動で承認する	2023/07/24

☐ 公開を承認する(本日時点までのデータが公開されます)

☒ 公開を自動で承認する(毎日自動でデータが公開されます)

☐ 公開の自動承認を停止する(データは公開されません)

①

農業委員会サポートシステム

? 毎日自動でデータの公開を承認します。よろしいですか？

③

OK キャンセル

②

更新 取消

【毎日自動的に公開承認する設定】
【補助機能】-「公開/連携承認設定」を開く。

①赤枠「公開を自動で承認する」にチェックを入れる。

②「更新」ボタンをクリック。

③下記メッセージが表示されるので、OKをクリック。

※eMAFF農地ナビに承認結果が反映されるのは翌日。

(参考3-1) 地番図の重要性

- 地番図とは、市町村の課税部局が固定資産の評価に活用するため、土地の所在、町名及び地番を表示した地図。
- ひも付け事業では、位置・区画情報について、各市町村で整備する固定資産課税台帳の地番図や法務局が整備する登記所備付地図を利用。
- 登記所備付地図は農地に関しては面積ベースのカバー率が70%程度（※1）。カバー範囲がより広い地番図を利用すれば、より多くの農地情報と位置・区画情報のひも付けが可能⇒より多くの農地のデジタル地図表示が可能。

（※1）地籍調査実施済の土地については登記所備付地図で位置・区画情報がある。令和6年度末時点のDID以外の農用地に係る地籍調査の進捗率は71%。

[全国の地籍調査実施状況](#) | [地籍調査Webサイト](#)

- このため、地番図を課税部局から入手していただき、eMAFF地図システムにご提供いただくことを前向きにご検討いただければ幸いです。但し、登記所備付地図のカバー範囲と地番図のカバー範囲が同等又は前者に後者が内包される場合（※2）は、地番図の提供は不要です（この場合は、登記所備付地図を優先する設定が可能ですので、事業者の問い合わせ窓口までご連絡ください。）。

（※2）市町村別の地籍調査の進捗率（宅地等の農用地以外も含む市町村全域）については、下記ウェブサイトの一番下のCSVファイルより確認可能です。

なお、これは面積ベースで、筆数ベースではありません。このため、進捗率100%以外の市町村においては、固定資産課税台帳担当部局とご相談ください。

[全国の地籍調査実施状況](#) | [地籍調査Webサイト](#)（再掲）

登記所備付地図（地籍調査が終了した農地のみ）



地番図



両者を重ね合わせた図



	地番図	登記所備付地図
作成主体	市町村の課税担当部局	法務局
作成方法	自治体によって異なる	地籍調査等
目的	固定資産の評価への活用 (地方税法第380条第3項、条例)	土地取引の安全と円滑化 (不動産登記法第14条)
カバー率 (農地)	カバー率は高い傾向 (自治体によって異なる)	地籍調査実施済は全国の農地の 70%(自治体によって異なる)
位置・区画情報	有	有
eMAFF地図との 連携方法	各農業委員会事務局が入手、 農林水産省へ提出	農林水産省が入手

(参考3-2) eMAFF農地ナビの利用規約について

- eMAFF地図上に表示されている農地情報については、
 - ①必ずしも最新の情報ではないこと、
 - ②法的な証明力はないこと、
 - ③農地の位置情報はだまかで実際の位置や境界を特定するものではないことを明記しています。
- また、eMAFF農地ナビ上では、個々の農地に係る位置・区画情報の出所は特段示されません。

○eMAFF農地ナビ利用規約（抜粋）

- 表示される農地情報は、各農業委員会等において一定の時点において作成されたものを提供しており、必ずしも最新の情報ではありません。
- 表示される農地情報に、法的な証明力はありません。
- 表示される農地の位置情報（農地の点情報又は区画情報）はおおまかなものであり、実際の農地の位置や境界を特定するものではありません。